



平成 29 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 フジコピアン株式会社  
本社所在地 大阪市西淀川区御幣島五丁目 4 番 14 号  
代 表 者 名 代表取締役社長 赤城 貫太郎  
(コード 7957 東証 2 部)  
問 合 せ 先 取締役 管理部長 上田 正隆  
電 話 番 号 06-6471-7071

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更および定款一部変更について決議し、あわせて、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会（以下、本定時株主総会という。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成 29 年 2 月 13 日開催の当社取締役会において、会社法の定めにもとづき、平成 29 年 7 月 1 日をもって、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを決議いたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 7 月 1 日をもって、平成 29 年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 12 月 31 日現在）	17,894,877 株
株式併合により減少する株式数	16,105,390 株
併合後の発行済株式総数	1,789,487 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合にもとづき算出した理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当りの純資産額が 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,409 名 (100.0%)	17,894,877 株 (100.0%)
10 株未満のみ所有株主	192 名 (13.6%)	277 株 (0.0%)
10 株以上所有株主	1,217 名 (86.4%)	17,894,600 株 (100.0%)

(注)上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 192 名（所有株式数の合計 277 株）は、株主様としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（後記）までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにもとづき、一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 7 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

(6) 発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 7 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数は次のとおり減少します。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
60,000,000 株	6,000,000 株

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」にともなうものです。

#### (2) 定款変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として平成29年7月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の件の日程

取締役会決議日	平成29年2月13日
定時株主総会決議日	平成29年3月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成29年6月28日をもって、東京証券取引所における単元株式数が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

## (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

### **Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### **Q2. 株式併合とはどのようなことですか。**

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

### **Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的はなんですか。**

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、これにもとづき、平成 30 年 10 月 1 日を期限として、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を最終的に 100 株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するため、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

### **Q4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 6 月 30 日の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後でご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例 2	2,678 株	2 個	267 株	2 個	0.8 株
例 3	788 株	なし	78 株	なし	0.8 株
例 4	6 株	なし	なし	なし	0.6 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 2、例 3 に発生する単元未満株式（例 2 は 67 株、例 3 は 78 株）につきましては、ご希望により、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます（後記 Q8）。
- ・例 2、例 3、例 4 に発生する端数株式の取扱いにつきましては、後記 Q7 をご参照ください。
- ・例 4 に該当する株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位は失われます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人（後記）にお問い合わせください。

**Q5. 株式併合による資産価値への影響はありますか。**

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるためです。

なお、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

**Q6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。**

株主様が所有する当社株式数は、株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を1株）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該端数株式にかかる配当は生じません。

**Q7. 株主は何か手続きが必要ですか。**

特段のお手続きの必要はございません。

ただし、ご所有の株式が10株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

**Q8. 株式併合後でも単元未満株式の買い取りや買い増しをしてもらえますか。**

株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日等を除く）

以 上